タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和3年5月)

5月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所在地	処分年月日	処分内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	第一共栄交通株式会社 （法人番号１４６０００１００１０４１） 代表者増子康夫	北海道釧路郡釧路町字光和１丁目２番地	本社営業所	北海道釧路郡釧路町字光和１丁目２番地	R3.5.20	輸送施設の使用停止（２０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項　他２件	令和３年２月１日及び令和３年２月２日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。３件の違反が認められた。（１）乗務員台帳の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第３７条第１項）、（２）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（３）整備管理者の研修受講義務違反（運輸規則第４６条）	２	２
	以下余白									